# カード認証による窓口取引特約



個人のお客さまについては、各預金規定等にかかわらず、次の特約を適用させていただきます。

### 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカード(以下「カード」といいます。)を窓口にて利用するにあたり特に適用される事項を定めた ものです。
- (2) 普通預金 (総合口座取引の普通預金を含みます。)、および貯蓄預金について発行したカードを保有する個人のお客さま(ただし、個人事業主および当金庫が別途定めた方を除きます。以下「利用者」といいます。)は、当店のほか当金庫本支店の窓口に設置したカード認証が可能な 当金庫所定の機器(以下「カード認証端末」といいます。)において、カード認証を第4条に定める取引に利用することができます。

#### 2. (カード認証)

カード認証とは、カード認証端末における取引について、本人であることの確認手段として、カードに登録された手指静脈情報(以下「生体情 報」といいます。)またはカード発行口座に登録された暗証番号を用いる当金庫所定の認証方式のことをいいます。

### 3. (本人確認等)

カード認証による取引に際して、本人認証のための手続は次によるほか、当金庫が定める方法により行うこととします。

- (1) 生体情報が登録された IC カードを使用するときは、当金庫はカード認証端末付属の装置により読み取った本人の生体情報がカードに登録さ れた生体情報と一致すること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを確認します。
- (2)前項以外のカードを使用するときは、カード認証端末付属の装置により入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを確認します。
  (3)預金の払戻し等(総合口座や当座貸越を利用した払戻しを多か、以下も同様とします。)にあたっては、当該資金の払戻し等を受けることに ついて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、 この確認ができるまでは払戻し等を行いません。
- (4)(1)(2)により一致を確認のうえ取扱いましたうえは、来店者を預金者本人とし、その取扱いにより生じた損害については、当金庫は責任 を負いません。なお、預金者は、盗取されたカードを用いて行われた不正な払戻し等の額に相当する金額について、カード規定11.12. により補てんを請求することができます。
- (5) (1)、(2) の取扱において当金庫所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、カードの利用を停止させていただきます。

### 4. (取引の種類)

カード認証は同一名義口座における次の取引に利用することができます。

- ① カード発行口座からの預金の払戻し等
- ② カード発行口座と同一名義人の口座からの預金の払戻し等、定期預金の解約・書替、および定期積金の新規契約・解約 ③ カード発行口座と同一名義人の口座を利用した各種サービスの申込・変更・解約
- 上記①、②に規定する口座にかかる各種届出
- その他当金庫が定める取引

#### 5. (利用方法等)

次によるほか、当金庫が定める方法により行うものとします。

- (1) カード認証の対象取引は、所定の申込書、請求書、証書等に記名し、提出してください。 (2) 生体情報が登録された IC カードを使用する場合は、カード認証端末付属の装置から本人の生体情報を読み取りさせて、暗証番号を入力して -ください。
- (3) 前項以外のカードを使用するときは、暗証番号を入力してください。

## 6. (取引内容の確認)

カード認証による取引については通帳への記入、またはさいしんダイレクト等の取引明細の照会により定期的に確認してください。

### 7. (カード認証取引の停止)

- (1) カード認証取引をご希望されない場合は、当金庫所定の手続により届け出てください。
- (2) 当金庫において利用が不適切と認められた場合には、利用者に通知することなくカード認証による取引を停止することがあります。

## 8. (障害時等の取扱い)

- (1) カードの損傷等(IC チップ・磁気情報の読み取り不良を含みます。)により、当金庫が必要とする情報の取得ができない場合には、カード認 証の取扱いをご利用いただけません。
- (2) 停電・故障等によりカード認証端末による取扱いができない場合には、お取扱いできません。

## 9. (代理人)

- (1) 代理人による取引は、本人が指定したカード発行口座からの払戻し、または簡易貸金庫の開庫手続きに限定します。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この特約を適用します。

## 10. (特約の適用)

この特約に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、カード規定、生体認証特約、ならびにその他の各預金規定および各 サービスに関する規定(これらに付随する特約を含む)または契約書の各条項により取扱います。

## 11. (特約の変更等)

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表す ることにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

IJ (2019年9月1日現在)